

国民年金

20歳になったら国民年金

20歳になられた皆さん、成人おめでとうございます。

20歳になった方は、国民年金の被保険者となります。20歳になってから、おおむね2週間以内に日本年金機構から国民年金に加入したことのお知らせが送付された後、年金手帳がお手元に届きます。年金手帳は基礎年金番号の確認や将来年金を受け取る際に必要ですので大切に保管してください。

令和2年度の国民年金保険料（以下、保険料）は1か月16,540円です。年金は老後のためだけでなく、病気やケガなどで障がいが残ったときに障害年金が支給されるなど、現役世代の保証もされます。納付書での納付のほか、口座振替などさまざまな納付方法をご利用し、忘れずに納付しましょう。

経済的な理由などで納付が困難な方は次の制度があります。

◆学生納付特例制度

前年の所得が基準額以下の学生の方の納付が猶予されます。

◆免除・納付猶予制度

本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場合や失業した場合などの保険料が全額、または一部免除、納付の猶予がされます。

※一部免除の方は減額された保険料の納付が必要です。

◆各種免除申請に必要なもの（ご本人が手続きをする場合）

- ・基礎年金番号がわかるもの（年金手帳など）
- ・学生証（学生納付特例制度の場合）

岡崎阜南年金事務所 ☎273-6161 / 住民課 ☎388-1115



消防署

文化財防火デー

羽島郡広域連合消防本部 ☎388-1195

毎年1月26日は「文化財防火デー」です。昭和24年1月26日に、現存する世界最古の木造建造物である法隆寺（奈良県）の金堂で火災が発生し、国宝の壁画が焼損しました。そしてこれを契機に、昭和30年に「文化財防火デー」が定められ、以降、毎年この日を中心に、全国各地で防火訓練などの文化財防火運動が展開されています。

しかしながら、近年でも災害による文化財被害は相次いでいます。令和元年10月31日には世界遺産にも指定されている首里城（沖縄県）で火災が発生し、貴重な建物や文化財が焼失してしまいました。

文化財の出火原因は放火や火の不始末によるものが多く、いったん火災が発生してしまうと、木や紙などで造られているものが多い日本の文化財は、消火することが非常に困難な事態となります。地域の貴重な文化財を後世に継承するためにも、文化財の防火に

ついて関心を高め、次のポイントを心掛けて、みんなで火災から守りましょう。

～防火のポイント～

①放火防止対策を徹底しましょう。

関係者の方による巡回警備、敷地内の整理整頓や夜間照明を設置するなどして放火対策をするとともに、地域の方々も協力して放火されない環境づくりを構築するようにしましょう。

②火気の管理をしましょう。

火気を使用する際には火災予防上安全な距離を取り、使用した後は必ず消火の確認をしましょう。また、消火用具の準備も怠らないようにしましょう。

文化財は、一度失われてしまうと再び元の状態に戻すことは非常に困難です。皆さんの地域の歴史を守るためにも、貴重な文化財を地域の力で災害から守りましょう。